

## 樹木医制度について

### **①樹木医資格制度において登録更新制度の導入が決定しました。**

樹木医制度審議会<sup>※1</sup>では、登録更新制度について樹木医 CPD の活性化と併せて一昨年より審議・検討を重ねた結果、樹木医資格制度に「登録更新制度」を導入することが決定しました。

### **②2019 年度以降に認定される樹木医登録者（第 29 期）から、登録更新が義務化されます。**

2019 年度（新元号元年度）以降に認定される樹木医登録者から登録更新が義務付けられます。2019 年度（新元号元年度）を迎えるにあたり、制度の抜本的な見直しを図り、更新制度を兼ね備えた新たな樹木医制度として再スタートを切りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### **③2018 年度までに認定された樹木医登録者（第 1～28 期）が、登録更新の適用を受けるか否かは任意としています。**

希望者は登録更新の適用を受けることができます。各位の活動状況や業務上の必要性を勘案したうえで、適用を受けるか否かを決定してください。当センターおよび（一社）日本樹木医会は、樹木医全体の資質の向上及び樹木医資格の社会的信頼の確保を図るため、登録更新の適用を受けることを推奨しています。

### **④登録更新後の有効期間は 5 年とし、登録更新には樹木医 CPD 単位数が 100 単位以上必要です。**

登録更新の適用を受けるためには、樹木医 CPD 会員への登録を行ったうえで CPD 単位を取得する必要があります（推奨単位：20 単位以上／年）。樹木医 CPD 会員に登録できるのは、日本緑化センターに登録された樹木医に限られます。

## 樹木医 CPD 制度<sup>※2</sup>について

### **○樹木医 CPD 制度において「個人申請型プログラム」の運用が 2019 年 4 月 1 日からスタートします。**

これまで、樹木医 CPD は、CPD プログラムとして認定・登録を受けた講習会・研修・セミナー等に参加して単位を取得する「参加型プログラム」のみの運用となっていましたが、樹木医 CPD 協議会<sup>※3</sup>で検討を進めた結果、2019 年 4 月 1 日から、自身で取り組んだ継続能力開発の実績を個人で申請して単位を取得することのできる「個人申請型プログラム」の運用が当センター HP 上でスタートします。

★詳細につきましては、別冊子「樹木医資格制度における制度の変更・拡充について」のほか、当センター HP（URL：<http://www.jpgreen.or.jp/>）をご覧ください（4 月 1 日掲載予定）。

平成 31 年 3 月 1 日 一般財団法人 日本緑化センター 樹木医事務局  
樹木医制度審議会

※1) 樹木医制度の運用全般に関する審議を行う第三者機関です。

※2) 樹木医 CPD 制度は、2012 年度（平成 24 年度）より、（一社）日本樹木医会、樹木医学会、（一財）日本緑化センターの三者が連携・協力し、樹木医自らが行う継続的な自己研鑽の支援や評価を通じて、樹木医全体の資質の向上及び樹木医資格の社会的信頼確保を図ることを目的としてスタートしました。

※3) （一社）日本樹木医会、樹木医学会、（一財）日本緑化センターの三者で組織される実施・運営主体で、樹木医 CPD 制度の運用全般（推奨単位数、メニューや評価手法等）に関する検討を行う機関です。